

保険かわら版

8月診療分より レセプト記載要領の変更

すべての高齢者 レセプト「特記事項」欄への記載が必須に

2018年8月より高額療養費制度が変更され、後期高齢者と70歳～74歳の高齢受給者の自己負担限度額等が変更となった。これに伴い、レセプトの記載要領が変更され、8月診療分から、70歳以上のすべての患者について、それぞれの所得区分に応じて「特記事項」欄に「26区ア」「27区イ」「28区ウ」「29区エ」「30区オ」のいずれかを記載することが必要となるので留意されたい。なお、医療機関の窓口で限度額適用認定証の提示がない場合高齢受給者の「特記事項」欄への記載

は、3割負担であれば「26区ア」を、2割又は1割負担であれば「29区エ」を記載する。

レセコン未対応の場合11月まで猶予
高齢者の「特記事項」欄への記載は8月診療分からとされているが、電子請求の対応が場に合わない等の原因により「特記事項」欄が未記載で請求した場合について、本年10月請求分までは、一律に戻戻することなく柔軟に対応するとの事務連絡が出ている(平成30年8月17日厚生労働省事務連絡「診療報酬請求等の記載要領等について」等の一部改正について(再周知))。現時点でレセコン等が対応できていない場合でも、遅くとも11月請求分からは対応できるようメーカーに確認されたい。

一部負担金の割合※1	限度額適用認定証※2の提示	限度額適用認定証に記載の適用区分	「特記事項」欄への記載※3
3割	提示なし	—	→ 26区ア
	提示あり	「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」	→ 27区イ
		「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」	→ 28区ウ
2割又は1割	提示なし	—	→ 29区エ
	提示あり	「Ⅰ」又は「Ⅱ」※4	→ 30区オ

- ※1 一部負担金の割合は高齢受給者証又は後期高齢者被保険者証で確認する。
- ※2 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証。
- ※3 多数該当の場合の記載については「保険診療の手引」等を参照のこと。
- ※4 「Ⅰ」又は「Ⅱ」の該当者(低所得者)に対して、高額療養費が現物給付された場合は、特記事項欄の記載の他、「摘要」欄に「低所得Ⅰ」又は「低所得Ⅱ」の記載が必要。

長野、松本、佐久、伊那の4地区結ぶweb会議にて開催。19:30～21:40
出席役員:宮沢会長、市川、奥山、林(春)各副会長、池上、伊佐津、後藤、多田、林(賢)、布山、米田各理事、宮沢事務局長、議長:市川副会長

- 報告・承認事項
 1. 前回議事要録の確認・・・6月度理事会の議事要録を承認した。
 2. 会務報告・会計報告・・・6月度は県外転出等で退会が5名、入会は2名であった。◇知事選関連の医療運動、指導での関信越の厚労省交渉、歯科矯正関連での厚労省懇談など報告。
 3. 2017年度決算報告・・・2017年度決算について報告、後日会計監査を実施する。
 4. 会計報告・・・4月度会計報告を承認した。
- 協議事項
 1. 医療情勢並びに運動対策・・・クイズチラシ、患者署名第二次案について

理事会便り

7/23の討議と決定事項

- 討議。①内容については修正意見等なく、了承した。②ただし、クイズチラシの1等の当選数15本については増やすべきとの意見が多数あった。加盟団体数で50本程度は必要。③患者署名、クイズチラシともに料金受取人払いとすることとした。
2. 後期高齢者負担の2倍化一点共闘の運動・・・神奈川での運動の取組の紹介があり、今後前向きに社保協加盟団体とも相談していく。
 3. 関信越厚生労働省交渉(指導問題)・・・担当役員、事務局より要請結果について報告、前向きな回答は見られなかったが、高点数選定については、厚生労働省でも見直しのためのデータ分析を行っていることなどが判明した。
 4. 返戻・査定事例について審査機関への要請(医科)・・・医科保険委員会

保険医年金の募集が開始されます

保険医年金の募集が9月1日から開始されます。保険医年金は、積立金総額が1兆2千億円を超えるスケールメリットを持つ日本有数の私的年金で、引き受ける生命保険会社は、幹事会社の三井生命を含め全6社です。現在の予定利率は1.259%で、昨年度は配当率0.097%を含めた運用実績が1.356%となりました。



本制度は、毎月コツコツ積み立てる月払(1口1万円以上上限30口)と余裕資金をまとめて貯める一時払(1口50万円1回2,000万円上限)があり

ます。加入から5年以上経過すれば、申し出た時から10年、15年、20年の期間を選択し、年金として受給することができます。また、急な出費が必要な場合には、口数単位で一時金として請求できますので、将来の使い道は多様です。協会に登録された生保職員が普及員証を提示の上訪問致しますので、是非ご引見のうえ、詳しくお聞きください。なお、直接保険医協会にお電話(026-226-0086)頂いても構いませんので、ご検討頂きますようお願い致します。

【セミナーのご案内】新医療広告ガイドラインに対応 院長が知っておくべき、医院ホームページの原則

医療機関のホームページを800件以上プロデュースしてきた講師が、2018年の新広告ガイドラインの動向を解説、診療所がとるべきホームページ戦略をまとめて伝授いたします。ネットの口コミ対策方法や、採用を成功させる方法、また、セミナー後半にはご参加者医院のホームページ無料診断も予定しています。

講師 メディキャスト株式会社 河村 伸哉氏
日時 2018年9月24日(月・祝)
 14:00～16:00
場所 アルピコプラザホテル
 松本市深志1-3-21 電話 0263-36-5055
参加費 会員及び会員医療機関スタッフ無料
申し込み・お問い合わせ先 長野県保険医協会



講師の河村氏

経営 電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

- ◆平日の受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00
- ◆受付電話 0269-33-3265 (しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士が不在の場合は会員である旨と連絡先をご伝言下さい。改めて税理士の方から連絡をいたします。

活動日誌

- 6/8 理事会(449号8面参照)
- 6/9-10 「保険診療の手引き」編集会議が東京で
- 6/12 歯科部会
- 6/14 保団連国会行動が東京で
- 6/23 保団連理事会が東京で
- 6/24 保団連代議員会が東京で
- 6/25 理事会(449号8面参照)
- 6/30 県社保協国保全県交流集会(449号3面参照)
- 7/2 「保険診療の手引」追加校正作業が東京で
- 7/5 北信越ブロック事務局長会議
- 7/6 社保協事務局会議
- 7/6 福祉医療給付制度の改善をすすめる会
- 7/7 保団連理事会が東京で
- 7/7-8 保団連夏季セミナーが東京で

長野県保険医協会の会員数
 1,357名(医科751名、歯科606名)
 2018年8月1日現在

原稿募集 医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

で会員からの相談事例2件について審査機関へ質問と要請を行い、必要に応じて懇談の申し入れを行っていく。◇今後も問題案件があれば委員会で検討の上、同様に対応する。

- その他
 1. 北信越ブロック会議・・・7月22日開催の会議について、分科会並びに学習講演について参加者より報告◇歯科でも医科同様にブロックとしての厚生労働省を行うこと、長野又は新潟で紹介議員を検討する。
 2. 会員の理事会へのオブザーバ参加について・・・会員からオブザーバ参加の申し出があり、規約等を確認。◇次回理事会で理事会運営の申し合わせを整理したうえで対応する。